



不動産売買契約書

共同石炭産出株式会社（以下甲という）と 嶋津徳一（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾製紙の不動産（以下物件という）を乙に売買してこれを譲渡する。
- 第2条 前条物件については、登記、課税等の関係物一切有するままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七万八千 円とし、甲が乙に支払うべき買戻金（戻金）は、金 四万八千 円とす。
- 第4条 前条より算出した額を差引代金とし、第3条の半額を条件として金 三万 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の半額金額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公債は、乙の引渡りを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分償乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて買戻金引換登記を行うこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記に際する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する争執裁判を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけない。

本契約を履行するため、本書は適法に四し各署名捺印の上名を捺しを保存する。

昭和 47 年 5 月 1 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産出株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主（乙） 嘉穂郡栢葉町大字田原本谷 嶋津徳一

不動産の表示

所在 嘉穂郡栢葉町大字田原本谷 206 番地4

宗地番 206

1. 地 番 原田本谷

2. 地 積 原田本谷

3. 地 積 約40坪2059

4. 地 積 移転物件分209/1

5. 地 積 約40坪

6. 地 積 原田本谷

7. 地 積 約40坪

2



不動産売買契約書

共同石炭産林株式会社（以下甲という） 村上義信（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する茶尾鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、測量等の定算書一切買受のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、全 29,000 円名とし、甲が乙に支払うべき定額先定買付金金は、全 29,000 円名とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売付代金とし残りの半額を名条件とし、全 30,000 円名とする。乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に對する公算記録は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その賣の方は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて定額先定買付金金を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する裁判差額を第三者に請求する場合は、乙はその請求人として完全にその権利義務を承継せし甲に差支をかけるない。

本契約を履行するため、本書を就添作成し署名捺印の上各添送を併有する。

昭和 40 年 5 月 / 日

賣 主 (甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号
 共同石炭産林株式会社
 代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主 (乙) 香濃郡新築町大字文田26番地4

村上義信

不動産の表示

所 在 香濃郡新築町大字文田 26 番地 4
 家 屋 番 号 第 104 番 番
 1 木 造 瓦葺 平 屋 造 茶 尾 産 林
 床 面 積 坪
 新築 昭和 40 年 2 月 /

以 上





不動産売買契約書

井岡石灰産業株式会社（以下甲という）と 永根美奈（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有するまね製鋼の手動機（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、金、器具等の付属物一切移譲のままにする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五万 円とし、甲が乙に支払うべき買受予定額前償金は、金 零万二千 円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし、残りの半額を条件として金 五万三千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を納めと同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、乙の負担し受ける前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と引渡に甲に於いて買受予定額前償金を行うこと及び乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため 本書気通を作成し各署名捺印の上各当事者に保存する。

昭和 26 年 5 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

井岡石灰産業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛



買主(乙)

永根美奈

永根美奈

不動産の表示

所在 北九州市若松区本町1丁目9番10号

1. 不動産 ~~北九州市若松区本町1丁目9番10号~~

床面積 ~~15.50~~

専有部分 ~~持分持分2/4~~

床面積 ~~15.50~~

用途 ~~中層建元筒~~

床面積 ~~15.50~~



以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 高森政市 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾鉱山の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 新築物件については、畳、障子の装飾物一切有装のままとする。但し、電気、水道の経費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払う代金本物件代金は、金 五 万 円 であるとし、甲が乙に支払うべき新築工事費額新築金は、金 五 万 五 千 円 であるとする。
- 第 4 条 前条より引いた額を差戻代金とし、第 7 条の事務手条件として金 五 万 五 千 円 であるとし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の新築等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを始める前日までは、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて新築工事費額を引くことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権限、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に關する登録税及び登記手数料に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利移転を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利移転を承諾させ、甲には責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書並通を作成し各署名捺印の上名義を保存する。

昭和 27 年 5 月 1 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 和 兵 衛

買主(乙) 高森政市
高森政市



不動産の表示

所在 高森郡稲葉町大字下田字下田²⁰⁶番地4



地 番 107 番

1. 水 道 下水道 汚水

床 面積 124 坪 5 合

専 有 部 分 持分持分 2 合 1

取 扱 費 用 あり あり

水 道 下水道 汚水

床 面積 拾 坪



23



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と 若中清人（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾製紙の手動機（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、壁、建具等の定着物一切移譲のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七拾万大円 ありとし、甲が乙に支払うべき買受金利息は、金 拾万大円 ありとし、金 七拾万大円 ありとし、甲が乙に支払うべき買受金利息は、金 拾万大円 ありとする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、残りの金半額を条件として金 拾万大円 ありと定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に売渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを要する前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買受金利息借入金を行うこと乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手数料に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にはその権利義務を承認せ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上名義簿を保存する。

昭和 42 年 5 月 1 日

売主(甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号
共同石炭産業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛
買主(乙) 若中清人



不動産の表示

所在地 若尾製紙東尾製紙手動機 246-1番地
 数量 66 巻
 1. 木造 平屋建 瓦葺 色漆
 床面積 約 10坪
 専有面積 約 2.20坪
 床面積 約 10坪
 木造 平屋建 瓦葺
 床面積 約 10坪



以上



不動産売買契約書

福岡石炭鉱業株式会社(以下甲という)と土居由夫(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する茶屋敷地の手動庫(以下物件という)を乙に売却してこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、障子等の装飾物一切有業のままとする。但し、敷地、水廻り移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき手動庫代金は、金 五 万 円 然るとし、甲が乙に支払うべき買受手動庫金額は、金 五 万 五 千 円 然るとする。
- 第4条 前条より前記いた茶屋敷地代金とし、第7条の条項を条件として金 五 万 五 千 円 然ると思ひ、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その前渡しを受ける前日までは、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に対して買受手動庫金額を払うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他の権利の無いことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税等の登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を履行するため 本書裏面を伴って各署名捺印の上名義署名捺印する。

昭和 43 年 5 月 1 日

買主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
 福岡石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛
 買主(乙) 石炭部福築町又改区226番地

土居由夫

5万5千円
手動庫代金

不動産の表示
所在地

石炭部福築町又改区226番地

面積
1. 不
2. 併
3. 専
4. 共有

面積 約 100 平方
 1. 不 動 産 登記簿
 2. 併 存 登記簿
 3. 専 有 登記簿
 4. 共有 登記簿

権利関係
1. 質
2. 差
3. 特
4. 他

1. 質 権
2. 差 当 権
3. 特 許 権
4. 他 権利

以上

13



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 後藤ノブコ (以下乙という)とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する末尾加藤の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、電、ガス等の定額の一部所有のままであり、但し、電気、水道の部管に存する
工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万四千百 円也とし、甲が乙に支払うべき新築予定建費
増徴金は、金 四万八千 円也とする。
- 第 4 条 新築より無引いた建費増徴代金とし、第 7 条の予約金条件として金 五万四千百 円也と定めるは
本契約締結と同時にその全額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金納受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する取立保証は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の責任とし、その引渡後は乙の責任と
する。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において新築予定建費登録を行うことを乙は承諾
する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却特権、買戻、再出賃、その他何等の権利を有しないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続料に關する費用、その他本契約に關する費用
はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承
継させ、甲に迷惑をかけるまい。

本契約を成立させるため、本書副紙を併成し各署名捺印の上各当事者各有する。

昭和 47 年 4 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 後藤ノブコ



不動産の表示

所在地 北九州市若松区本町1丁目9番10号

宗屋番号 第 6 番

1. 木造 平屋建 有 寄 志 取

床面積 四拾四坪

専有面積 移取付石会二分一

家賃額 第六拾四円

木造 平屋建 有 寄

床面積 拾四坪



47.4.1
10000

以上

703 (10)



不動産売買契約書

共同石塚不動産株式会社(以下甲という)と 木屋 豊美 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東京都制の手帳庫(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、妻、器具等の定着物一切物業のままとする。但し、電気、水道の都合に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七 十 六 千 円 整とし、甲が乙に支払うべき買受手形換金郵便金は、金 零 千 六 百 円 整とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、残りの手形を条件として金 四 千 円 整と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の買受手形と期日に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する保証人は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と買手に於いて買受手形換金郵便を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手形に供する登記手形費に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるまい。

本契約を確保するため、本書並通を生成し各署名捺印の上各添付を保存する。

昭和 26 年 5 月 1 日

買主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石塚不動産株式会社
 代表取締役 入 女 木 兵 衛

買主(乙) 木 屋 豊 美

特別
買手
印

不動産の表示

所 在 品 陳 列 櫥 架 町 大 田 町 字 木 倉 西 三 丁 番 地 4

字 番 番 号 第 105 番

1. 水 道 5 米 半 直 通 溝 溝 尾 池

床 面 積 概 計 25 坪 7 分 4 厘

専 有 部 分 檜 板 柵 付 威 風 堂

家 屋 番 号 文 百 五 十 号

木 造 平 屋 建 瓦 葺

床 面 積 概 計 25 坪



以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 河川正春（以下乙という）とは不動産売買について下記
①通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する本売契約書の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、債、権利等の定届一切有るものとす。但し、電気、水道の経費に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七万六千 円とし、甲が乙に支払うべき前渡子金費者賠償金は、金 一万六千 円とする。
- 第4条 前条より差引いた金銭を甲代金とし、残りの金銭を金銭として金 四万 円と定めるとは本契約締結と同時に乙の金銭を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金銭を納めと同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公衆の事は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の責任とし、乙の責任は乙の責任とする。
- 第7条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当子金賠償登録を行うこととは未定とする。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の権利の無いことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する慶州裁判所第三庭に關する場合は、乙はその調停人として完全にその裁判義務を承継させ、甲に追認せしめらる。

本契約を履行するため、本書裏面に印紙し各欄を各項目の上各添付を添付する。

昭和 43 年 5 月 1 日

売主（甲） 北九州府基区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主（乙） 嘉徳郡栢梁町大字西田村大字西田大字西田町地
河川正春

不動産の表示

所 在 嘉徳郡栢梁町大字西田村大字西田大字西田町地 4

家屋番号 第 105 号巻

1. 木 造 瓦葺 平屋建 瓦葺 市街

床面積 25 坪 7 合 4 勺

専有部 分 移転付分合小室

管理組合 栢梁町分譲会

木 造 瓦葺 瓦葺 市街

地 積 積 込 地

以上



不動産売買契約書

福岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 植波敏雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、基、建物の定着物一切有状のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金七十万円 円とし、甲が乙に支払うべき買付金調整額は、金四万五千円 円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし、第7条の手續を条件として金六万四千円 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額半額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債記録は、その引渡しを待てる前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権登記簿と目録に甲に於いて買付金調整額を記入すること乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何種の権利のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権登記簿に於ける登録地目や登記簿記載に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全乙の権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を担保するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上各名義を捺印する。

昭和 67 年 1 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 福岡石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 福岡県若松区福築町 文久 番地
 植波敏雄

不動産の表示

所在地 福岡県若松区福築町文久番地五〇番地

敷地面積 966 平方メートル

1. 用途 平屋建 倉庫

2. 床面積 10 坪

3. 所有権 移転完了済 2/2

4. 登記簿 文久 10

5. 用途 平屋建 倉庫

6. 面積 10 坪



以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 田 辻 英 一 郎 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する本登記簿の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを受取る。
- 第 2 条 前条物件については従 業員等の定款等一切がそのままとする。但し、電気、水道の移設に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、全 七 万 六 千 円 とし、甲が乙に支払うべき買手定額寄附金は、全 零 万 六 千 円 並とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続迄を条件とし、全 四 万 円 並と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて該物件売却債権を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、売当権、その他何等の負担のないことを承諾する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記に要する登録税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する争訟裁量を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に差支をかけない。

本契約を締結するため、本書を紙通作し各署名捺印の上迄を適有する。

昭和 67 年 6 月 1 日

売 主 (甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主 (乙) 嘉穂郡指葉町大字染生1950番地

田 辻 英 一 郎

不動産の表示

所 在 嘉穂郡指葉町大字染生206番地4

家 屋 番 号 第 92 号

1 不 動 産 等 平 理 達 屋 瓦 巻 掛

床 面 積 25 坪 7 合 4 勺

移 譲 する 所 分、ス 分 9 /

以 上

4000 8



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 中村茂樹(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本条記載の不動産(以下物件という)を乙に先渡しし乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、金、建具等の定価物一切買受のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 貳拾万 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手続費用代金は、金 拾八万 円と定める。
- 第4条 前条より差引いた額を差引代金とし、第7条の半額を条件として金 七万 円を定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の定額を債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公権は、そのお渡しを受ける買受金は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当手続簡便登記を行うこと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する公課賦課の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲受人をして先きにその権利義務を承認させ、甲に差支を許さない。

本契約を履行するため、本買受金を作成し印署名捺印の上乙名義金庫に預ける。

昭和13年 5月 1日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入野交 大 兵 衛
 買主(乙) 中村茂樹



不動産の表示

所在 右徳前橋原新大野田車庫前白城倉庫一画番地4

宗地番号 欠76番
 1. 木 造 瓦葺平屋建 2区画
 床面積 46.17 坪
 専有面積 46.17 坪

宗地番号 欠76番
 木 造 瓦葺平屋建 有葺
 床面積 46.17 坪



4/20 出帳簿に記入押印済了付書

以上

143
江衣院



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 奥 竜 松 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾鉱業の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、債、権利等の留置物一切有束のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は甲の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき金(以下金という)は、金 壹拾六万八千 円とし、甲が乙に支払うべき金(以下金という)は、金 壹拾六万 円とし、甲が乙に支払うべき金(以下金という)は、金 七万五千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、第 7 条の手続き条件として金 七万五千 円とし、乙は本契約の締結と同時にその金(以下金という)を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金(以下金という)と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記簿は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において抵当手続の登記を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に関する登録税及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として売主としての権利義務を承継させ、甲に差支をかけるない。

本契約の担保するため、本書裏面に作成し名義名捺印の上書名簿を保存する。

昭和 23 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡楠葉町大田
奥 竜 松

不動産の表示

所 在 嘉穂郡楠葉町大田字向山1番地

宗 地 番 号 文 6 5 号

1. 木 造 平 倉 建 瓦 葺

床 面 積 式 拾 四 坪

延 べ 面 積

床 下 面 積 文 6 5 号

木 造 平 倉 建 瓦 葺

延 べ 面 積 拾 四 坪

売却代金 168,000

江衣

以 上

1922年2月





控

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という） 堀田芳雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
 - 第2条 前条物件については畳、建具等の定着物一切有姿のままとする。
但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
 - 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 八 万 四 千 円 也とし、甲が乙に支払うべき鉱害予定損害賠償金は、金 四 万 八 千 円 也とする。
 - 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手續きを条件とし、金 十 万 六 千 円 也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
 - 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡しものとする。
 - 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
 - 第7条 本物件については、その所有権全部移転登記と同時に、甲に於いて鉱害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。
 - 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する
 - 第9条 本物件の所有権全部移転登記手續に要する登録免許税及び登記手續に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
 - 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけるない。
- 本契約を締結するため、本書を式通作成し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 44 年 6 月 / 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙） 大塚町堀田等工字第77番地

堀田 芳雄

不動産の表示

所 在 嘉穂郡船場町 3 丁目 24 番地 1
 家屋番号 第 18 番
 1 木造 瓦葺 平屋 建 密 棟
 床面積 21 坪弱 (実測面積 24 坪弱 台)
 移転する持分 2 分の 1

以上

宛先 佐野孝雄



不動産売買契約書

共同出資 佐野孝雄株式会社 (以下 甲 という) 佐野孝子 (以下 乙 という) とは不動産売買について下記通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙が所有する東区新大塚町三丁目三番地(以下物件という)を乙に売渡すはこれと買受ける。
- 第2条 前条物件に付するは 登記簿上所有権一切消滅するまで 但し電気水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とす。 **買手 佐野孝子**
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は **金 四万七千円** 円也とし 甲が乙に支払うべき買金手続書と納付金 **金 四万七千円** 円也とする。
- 第4条 前条より引いた額を売却代金とし 乙の手に渡すは 金 **七千円** 円也と定め 乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に付する公租公課は 甲の引渡しに受け渡す前日迄は 甲の負担とし 引渡後分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については 甲の所有権移転登記と同時に 甲が 付いた 抵当手続は 借換金等返済することと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し 先取特権 質取 持当権 甲の他何者の負担がないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手数料に關する費用 甲は本契約に關する費用は 乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務の第三者に譲渡する場合は 乙はその譲渡人として 買金にその権利義務を承継させ 甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため 本書を2通を作成し 各署名捺印の上各一通を保留する。

昭和 43 年 5 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目10番10号
共同出資 佐野孝雄株式会社

代表取締役 佐野孝雄
買主(乙) 佐野孝子



不動産の表示

所在 北九州市若松区本町1丁目10番10号
 家屋番号 第1234号
 1 棟 延床面積 100.00㎡
 床面積 100.00㎡
 用途 住居
 用途区分 住居
 家屋番号 第1234号
 木造 1階
 床面積 100.00㎡



7047

18



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社(以下甲という)と 坂口俊晴(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾製紙の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、建具等の定着物一切無事のままとする。償し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七万五千六百 円とし、甲が乙に支払うべき買受金控除金控除金は、金 四万四千四百 円とし、乙は本契約の締結と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第4条 甲は前条の定着物控除金と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第5条 本物件に対する公債記録は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第6条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて買受金控除金控除金を行うことと乙は承諾する。
- 第7条 甲は本物件に対し、売却料、賃金、滞当金、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第8条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料等の登記手続費に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第9条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため 本書裏面に作成し各署名捺印の上各署名を保持する。

昭和 〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産業株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡船橋町大字才田字向トロ206-1番地

坂口俊晴

不動産の表示

所在地 嘉穂郡船橋町大字才田字向トロ206-1番地

敷地番号 才70号

1. 用途 平屋建専業 宅 地

床面積 拾四坪

専有部分 移転手続済分2合1

敷地番号 才70号

用途 平屋建専業

床面積 拾四坪



不動産売買契約書

共同石炭産出株式会社（以下甲という）と 森田 洞二（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、登記、建物の登記簿一切所有家の名義とする。但し、登記、水電の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾万七千六百 円とし、甲が乙に支払うべき抵当予定借換金額は、金 六万六千 円とする。
- 第 4 条 前条より便宜いたる名義を登記代金とし、第 2 条の半額を条件として金 四万七千六百 円と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の半額を借換と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債記録は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当予定借換金返済を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他何等の負担の無いことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費用に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書取違を作成し各署名捺印の上各添付を併存する。

昭和 27 年 4 月 1 日

売主（甲） 北九州若松区本町 1 丁目 9 番 10 号

共同石炭産出株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主（乙） 嘉穂郡稲葉町大字 下日 1 丁目 1 番地

森田 洞二

不動産の表示

所 在 嘉穂郡稲葉町大字 下日 1 丁目 1 番地 4

敷 地 番 号 字八拾貳号

1. 不 動 産 年令 建築 延 坪 在 地

坪 面 積 半拾拾 坪 59

専 有 部 分 新築 下日 1 丁目 1 番地 /

敷 地 番 号 字八拾貳号

本 道 年令 建築 延 坪 在 地

坪 面 積 拾六 坪 5 合

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と佐藤 裕（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾製紙の子会社（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、登記、建替等の設備物一切を要する業主とする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金拾万四千八百圓とし、甲が乙に支払うべき譲渡手形換取金債金は、金七万五千圓とす。
- 第4条 前条より便宜いたす名義を乙が代金とし、第7条の半額を条件として金五万七千八百圓と定め、乙は本契約の印と同様にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、乙の前渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて譲渡手形担保登記を行うこと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手形に要する登録税及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に請求をしない。

本契約の履行保するため、本書裏面に年成し名義名新印の上記右語を保存する。

昭和 67 年 5 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 嘉穂郡箱根町大字大田 26番地

佐 藤 裕

不動産の表示

所 在 嘉穂郡箱根町大字大田本町武代給巻の四番地

床 積 面 積 97.88 平方メートル

1. 木造平屋建瓦葺 宅

床 積 面 積 六拾六 坪 五 分

専 有 部 分 移 転 丁 積 分 3 分 0 厘

半 積 面 積 五 拾 七 坪 八 分

木 造 平 屋 建 瓦 葺

床 積 面 積 拾 八 坪 五 分

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 宮家群善（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本尾田家の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、管、建築等必要な一切の費用は甲の負担とする。但し、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万八千 円とし、甲が乙に支払うべき前条費用は、金 四万八千 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前代金とし、残りの金額を本物件として金 四万 円と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前条費用を納付することとを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、抵当権、その他の等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を争訟者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として先きにその裁判管轄を承認させ、甲に返答をかける。

本契約を履行するため、本書裏面に印成し登録石印の上書きを記載する。

昭和 43 年 5 月 1 日

売主（甲） 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙）

福岡県志摩郡柏菜町大字 宮家群善

宮家群善

不動産の表示

所在地 志摩郡柏菜町大字 宮家群善 大字 宮家群善 大字 宮家群善 大字 宮家群善

敷地面積 第 106 番 地積

水田 15 坪 25 坪 25 坪 25 坪

床面積 25 坪 25 坪 25 坪 25 坪

専有部 柏菜町柏菜町分譲地

宗族番号 第 106 番

水田 25 坪

床面積 25 坪



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）入江繁夫（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

第1条 甲はその所有する未登記の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。

第2条 前条物件については、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。

第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 30,000 円也とし、甲が乙に支払うべき鉱害予定損害賠償金は、金 50,000 円也とする。

第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第7条の手続きを条件とし、金 30,000 円也と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。

第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。

第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。

第7条 本物件については、その所有権も移転登記と同時に、甲に於いて鉱害予定賠償登録を行うことを乙は承諾する。

第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する

第9条 本物件の所有権も移転登記手続きに要する登録免許税及び登記手続きに関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。

第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に迷惑をかけない。

本契約を確約するため、本書を式通作成し各署名捺印の上各志通を保有する。

昭和 40 年 4 月 / 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交太兵衛

買主(乙) 茂葉郡 茂葉町 大字 茂葉 11番地

入江繁夫

不動産の表示

所在地 在 茂葉郡 柏栗町 大字 田 22/番地 4

家屋番号 第 96 号

1 木造 瓦葺 平屋 建 居宅 用 種

床面積 42.16 坪 (実測面積 37 坪 4 合)

移転する持分 5 分の 3

以上

1200円



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 麻生カノノ (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する求尾館蔵の不動産(以下物件という)を乙に売渡すはこれを真意とする。
- 第 2 条 前条物件については、電、煤、ガス等の定額一切の費用を甲が負担し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 五 万 円也とし、甲が乙に支払うべき新築費等費金は、金 五 万 五 千 円也とする。
- 第 4 条 前条より加計した額を売却代金とし、第 7 条の半納金条件として金 五 万 五 千 円也と定めるは本契約の目的と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する所有権は、その引渡しを受ける前日は、甲の真意とし、その後の分は乙の真意とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲が乙に新築費等費金を支払うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、地上権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手續に要する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継し、甲に責任を負うものとする。

本契約を確保するため、本賣渡金を作成し各署名捺印の上右の通り交付する。

昭和 63 年 8 月 1 日

売主(甲) 北九州市若尾区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 志摩郡栢梁町大字久田 226番地
麻生カノノ

不動産の表示

所在地 志摩郡栢梁町大字久田 226番地 1066 番地 4



宗屋番号 期 10 年 春 特
1. 本 地 瓦葺可成建 瓦葺
2. 庄 屋 積 水 葺 坪 5 帖
所有組合 栢梁町村会 200/1
家屋番号 第 百 八 号
本 地 不 動 産 第 一 号
地 積 積 積 坪



以上

転記



不動産売買契約書

共同石原監査株式会社（以下甲という）と 矢坂哲也（以下乙という）とは不動産売買について左記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾新築の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、塙、塙具等の定着物一切有無のままとする。金銭、電気、水道の経費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金~~金~~不~~成~~買~~付~~金格 然るとし、甲が乙に支払うべき契金等受領金賠償金は、金~~金~~不~~成~~買~~付~~金格 然るとする。
- 第4条 前条より引いた塙と塙具代金とし、第7条の半額を条件として金~~金~~不~~成~~買~~付~~金格 然るに定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する登記申請は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と簿籍に甲において仮借手登記簿を設けることとを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に因する登録記録の登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲には責任を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を併し（各署名捺印の上）各名簿を交付する。

昭和 44 年 6 月 1 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石原監査株式会社
 代表取締役 入 交 大 兵 衛



買主(乙) 小田布下山田 日吉 = / =

矢 坂 哲 也

不動産の表示

所 在 山田布下山田字多田入目四拾四の売番地

敷 積 番 号 才六百四拾六の式拾五号

1. 不 造 平屋建スレト葺 色 漆

床 面 積 四拾六坪

~~専 有 部 分 積丹4分の1~~

~~宗 屋 番 号 才六百四拾六の式拾五号~~

~~木 造 平屋建スレト葺~~

~~床 面 積 拾 色 坪五拾~~

請取用
原簿以下
参照

以 上

未読



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と矢野権石(以下乙という)とは不動産売買について下記の譲り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する水尾沼屋の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、電、線路等の定着物一切有來のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金五万六千五百圓 円金とし、甲が乙に支払うべき前金受取書附金金は、金四万六千五百圓 円金とする。
- 第4条 前条より差し引いた現金売却代金とし、第7条の半納金各事件として金 壹万 円金と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する他債権は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その高利金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前金受取書登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他何等の質料のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を確保するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上各当事者保有する。

昭和 24 年 4 月 1 日

賣主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田平山田 日志次郎

矢野権石



不動産の表示

所 在 山田平大字下山田字草野田入目田船四ノ色番地

宗屋番号 第 666 番 25 号

本 地 平 屋 造 スレート葺 赤 瓦

床面積 10 帖 6 坪

敷地面積 約 4 分の 1

~~家屋番号 第 100 号 1 号~~

~~本 地 平 屋 造 スレート葺~~

~~床面積 拾 壹 坪 五 分~~

高野台4F301



以上

松記



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 今村徹也（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾根鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売却してこれを買受ける。前条物件については、量、重量等の定種物一切有弊の事案とする。但し、電氣、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第2条 乙が甲に支払うべき代金は、金 拾万五千元 ありとし、甲が乙に支払うべき貸渡金償還額は、金 拾万五千元 ありとする。
- 第3条 前条より引いた額を差引代金とし、第7条の半額を条件として金 拾万五千元 ありと定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第4条 甲は前条の貸渡金償還と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第5条 本物件に対する公債登録は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第6条 本物件については、その所有権移転登記と買渡に甲に於いて講習手形賠償金を行うこと乙は承諾する。
- 第7条 甲は本物件に対し、完取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第8条 本物件の所有権移転登記手形に因する公債登記の登記申請に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第9条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に通知をかける。

本契約の履行性のため、本書裏面を作成し各署名捺印の上を各署名を保存する。

昭和 22 年 六月 / 日

売主(甲) 北九州管轄区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山形市下山田町 今村徹也

不動産の表示

所在地 山形市大平山下田町華夕田八目四拾四の一角番地

敷地面積 60.45 坪

1. 用途 平屋建スレート葺 倉

2. 用途 四拾六坪

3. 用途 敷地4分の1

4. 用途 平屋建スレート葺 倉

5. 用途 平屋建スレート葺 倉

6. 用途 平屋建スレート葺 倉

未登記



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 高井次雄 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する実地記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 契約物件については、壁、建具等の定着物一切有するままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 四拾六萬圓 零とす。
四拾六萬圓
- 第4条 前条より引いた額を売却代金とし、残りの半額を条件として金 七萬圓 零と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の半額を納めと同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債金等は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と異時に甲に於いて抵当予約登記を設けること乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、持分権、その他等の権利のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する申請取扱いの登記手続迄に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務等第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に連帯をかけるない。

本契約を履行するため 本書裏面を作成し各署名捺印の上を巻込を保存する。

昭和 40年 六月 1日

売主(甲) 北九州若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 田市大字下山田字字号四八の四拾四の売地

高井次雄

不動産の表示 *田市大字下山田字字号四八の四拾四の売地*
所在



高井次雄
高井次雄印

家題番号 *146601*

1. 不 動 産 *不屋建又レト算*

床面積 *四拾六坪*

所有割合 *持分4901*

課税番号 *字ノ下四拾六四拾五号*

木 造 *不屋建又レト算*

延 焼 額 *持尾 四三番*

印

以上

手記

不動産売買契約書



共同石炭鉱業株式会社(以下甲という) 今村博 (以下乙という)とは不動産売買について下記通り契約を締結した。

- 第1条 甲は所有する未登記の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については 産 産 共 有 者 共 同 承 継 特 許 権 等 一 切 無 効 となす。 但し 借 賃 水 道 の 移 管 等 付 属 する 代 金 は 乙 の 負 担 と する。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は 金 五 万 五 千 円 也 且 甲 が 乙 に 支 払 う べ き 借 着 手 形 返 還 金 は 金 八 万 円 也 と する。
- 第4条 前条より引いた額を売却代金とし かつ 乙 の 手 続 上 の 手 続 料 金 五 千 円 也 且 甲 が 乙 に 支 払 う べ き 金 五 万 五 千 円 也 と 定 め 乙 は 本 契 約 締 結 時 同 併 に 乙 の 全 額 を 甲 に 支 払 う べ き と する。
- 第5条 甲は前条の全額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課等 甲が引渡しを完了する前日は 甲の負担とし その後の引分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については その所有権移転登記と同時に甲が 於て 借 着 手 形 返 還 金 等 支 付 行 っ と 乙 に 引 渡 する。
- 第8条 甲は本物件に対し先取特許 質 取 留 当 取 手 形 他 何 等 の 優 越 権 有 効 性 を 保 証 する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手續に要する登録税 及 び 登記手續上の費用 其の他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務の第三者に譲渡する場合は 乙がその譲渡人として 完全なその権利義務を継承させ 甲に連累を及ぼさない。

本契約を履行するため 本書を数通を作成し各署名捺印の上各電通と使用する。

昭和 廿 年 六 月 / 日

賣主(甲) 北九州府若松区本所1丁目番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 入 矢 徳
買主(乙) 福岡県山田市下山田字多田八百四拾四番地の宅地

今村 博

不動産の表示
所 在 山 田 市 下 山 田 字 多 田 八 百 四 拾 四 番 地 の 宅 地
家屋番号 六六四拾四番地
1 木造 平屋建 スレート葺 色煉瓦
床面積 壹拾坪

毎年仲給が利息

借入部分
家屋番号 六六四拾四番地
木造 平屋建 スレート葺
床面積 壹拾坪



以上

日吉社毫
又売りの分



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と **和田昌男**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する実地記載の不動産（以下物件という）を乙に売却してこれを賣受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、建具等の定着物一切有るのままで、償し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき金銭代金は、金 **拾万六千** 圓とし、甲が乙に支払うべき金銭等定額買取金金は、金 **五万六千** 圓とする。
- 第4条 前条より引いた額を売却代金とし、第7条の金銭条件として金 **四万九千六千** 圓と定め、乙は本契約の調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前述の金銭等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公課金額は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同日に甲に於いて買受手取金領受を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続法に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲には責任をかけない。

本契約を確證するため、本書並邊を生成し各署名捺印の上各添付を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) **柳田昌徳** **柳田昌大** **柳田昌文** **柳田昌和** **柳田昌地**
和田昌男

不動産の表示

所在 **嘉穂郡柳井町大字文田本町六丁目六番地**

敷地面積 **五八拾七坪**

1. 木造 **平屋建瓦葺** 表

床面積 **五拾九坪七〇五〇**

専有面積 **五八拾七坪**

床面積 **五八拾七坪**

木造 **平屋建瓦葺**

床面積 **拾六坪五〇**

以上

2011.6.26日
駒田秋太郎へ
11,000



不動産売買契約書

共同石炭販売株式会社（以下甲という）と 花元光義（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する本屋敷地の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第2条 本物件については、塙、建具等の定着物一切有るのままである。但し、塙、米櫃の移替に伴う
工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき金銭物件代金は、金 八万四千圓 なるとし、甲が乙に支払うべき第1回金銭
代金は、金 四万八千 円 なるとする。
- 第4条 前条より差し引いた額を金銭代金とし、第2条の金銭物件として金 三万六千四百 円 なることを、乙
は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金銭代金と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公証記録は、その前渡しをなせる前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担と
する。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と買手が甲に対して金銭等代金借付金を行うことと乙は承認
する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に際する登録税及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費
用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する資料閲覧は第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全乙の権利義務を承
継させ、甲に責任をなさない。

本契約を履行するため 本書裏面に作成し各署名捺印の上を右面に保存する。

昭和 26 年 6 月 26 日

売主(甲) 北九州市西区本町1丁目9番11号
共同石炭販売株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡箱崎町大字田
花元光義 (印)

不動産の表示

所在地 嘉穂郡箱崎町大字田字向心町四拾五の地番地

登記番号 方大拾九号 (印)

1. 本 地 平屋建 瓦葺 (印)

床面積 四拾四坪

所有部分

宗屋番号 方大拾九号

本 地 平屋建 瓦葺

床面積 拾四坪

印 捺印



不動産売買契約書

福岡石炭産業株式会社（以下甲という）と 花元光義（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する家屋記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、壁、建具等の設備物一切移転のままでする。但し、電気、水道の移管に伴う
工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万四千 圓とし、甲が乙に支払うべき買戻金（戻金）
額は、金 四万八千 圓とする。
- 第 4 条 前条より算出した額を先納金とし、残りの金額を条件として金 承取式 十萬 圓と定め、乙
は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の家賃等債と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債登録は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担と
する。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買戻金引換債を行うこと乙は承認
する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税等の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費
用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承
継させ、甲に通知をかける。

本契約を履行するため、本書面に作成し各署名捺印の上右名簿を交付する。

昭和 43 年 6 月 24 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号
福岡石炭産業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 吉穂郡箱崎町大字入田

花元光義 (Red Seal)

不動産の表示

所在地	<u>吉穂郡箱崎町大字入田字向トビ成町四拾五丁の老舎地</u>
宗屋番号	<u>十六拾九号</u> (Red Seal)
1. 本 地	<u>平屋建 瓦葺 老 邸</u>
床面積	<u>貳拾四坪</u>
専有部 分	
宗屋番号	<u>十六拾九号</u>
本 地	<u>平屋建 瓦葺</u>
床面積	<u>拾貳</u> 坪

(Red Seal) 特許

中村茂徳→ふん収受。



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という）**福田松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する上記記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については登記、測量等の定額金一切有費のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 **八万四千** 円とし、甲が乙に支払うべき前条者定額金引当金は、金 **四万八千** 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 **三万六千** 円を定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額差額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記手続は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲において買受者定額金検査を行うこととし乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続金に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に通知をかける。

本契約を確約するため、本書を前条で作成し各署名捺印の上各添置を保有する。

締 結 日 年 月 日

売 主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主（乙）

福田松太郎

不動産の表示

所 在

宗 屋 番 号 第 号

1 本 部 平 層 建 造 築

床 面 積 坪



以 上



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という） 福田松太郎（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する手取船裏の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを受取る。
- 第 2 条 前条物件については登記、測量等の実務者一切費用の負担とする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 八万四千 円とし、甲が乙に支払うべき買手定額買付金は、金 四万八千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 叁万六千 円を定め、乙は本契約締結と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて買手定額買付金を行ふことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、為取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを承諾する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に要する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する差引差額を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に承諾をかけるない。

本契約を締結するため、本書を武造作成し各署名捺印の上各巻通を併有する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙）

福田松太郎

不動産の表示

所在

宗屋番号

第 号

1 木造

平屋建

延床

床面積

坪

以上

中尾伸昭→名義変更

印
入
印
紙

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）**福田 松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する奈良郡藤の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、運具等の定着物一切賣渡のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、**金 七万五千六百** 円名とし、甲が乙に支払うべき買手定額買戻賃金は、**金 四万五千四百** 円名とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、**金 三万零四百** 円名と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲において該買手定額買戻賃金を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する争判裁断を藤三條に属する場合は、乙はその請求人をして完全にその権利義務を承継させ甲に連帯をかけない。

本契約を締結するため、本書を調印作成し各署名捺印の上各添付を併有する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若船区本町 1 丁目 9 番 10 号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主（乙）

福田 松太郎 

不動産の表示

所 在

家 屋 番 号 第 号

1 不 動 産 第 号 番 地

庄 面 積 坪

以 上

印
入
印
紙

不動産売買契約書

共同石炭産株式会社（以下甲という）**福田 松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する奈良加賀の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、建具等の定置物一切有無のままとする。但し、電気、水道の設備に件なる工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、**金 七万五千六百** 円とし、甲が乙に支払うべき前金等定置物買受金は、**金 四万五千四百** 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の半納金を条件とし、**金 一万五千四百** 円と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の全額を領し同時に半物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて前金等定置物買受を行うことも乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、表当権、その他の何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する争訟裁判を第三者に専断する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその争訟裁判を承継させ甲に迷惑をかけるな。

本契約を締約するため、本書を異通作成し各署名捺印の上各添付を保存する。

昭和 正 月 日

売主（甲） 北九州市若菜区本町 1 丁目 9 番 1 0 号

共同石炭産株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙）

福田 松太郎

不動産の表示

印

所 在

家 屋 番 号 第 号

1 木 造 平 屋 建 香 港

正 面 積 坪

印

以 上



不動産売買契約書

共用石倉 飯家株式会社 (以下甲という) 永松美泉 (以下乙という) とは不動産売買について下記通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する未登記の不動産 (以下物件という) を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については 延床及び建屋物一知毎坪のまじとする。但し電気水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は 金 九 万 円也とし 甲が乙に支払うべき 成金手戻換算額償金は 金 六 万 円也とする。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし第3条の手続が完了するまで 金 考 万 円也と定め 乙は本契約締結と同時に 金 額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公賦は 甲が引渡しを受ける前日迄は 甲の負担とし その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については その所有権移転登記と同時に 甲が 於いて 登記手戻額償金を受け取り 乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し 先取特許 質権 抵当権 其他何様の負擔のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用 乙は本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する 権利義務の第三者に譲渡する場合は 乙は その譲渡人をして 完全にその権利義務を承継させ 甲に迷惑をかけることのない。

本契約を締結するための 本書を2通を作成し各署名捺印の上各1通を授けらる。

昭和四拾六年 七月 拾日

賣主(甲) 北九州市若松区本町1丁目番10号

共用石倉飯家株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 嘉穂郡福築町才田

永松美泉

不動産の表示

所 在 嘉穂郡福築町才田字才田谷武式地本町

敷地面積 九拾六 坪

1 木造 平屋建 瓦葺 色煉

床面積 才拾六坪五合

利用部分

敷地面積 才 九拾六 坪

1 木造 平屋建 瓦葺

床面積 武拾六坪五合

永松美泉一名偽変



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）**福田松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する奈良記業の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、運賃等の定額額一切買受のままとする。但し、電気、水道の料費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、全 **九万** 円とし、甲が乙に支払うべき金庫予定費容貯蓄金は、全 **六万** 円とす。
- 第4条 前条より差引いた額を元金代金とし、残りの半額を条件とし、全 **参万** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に出渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲において金庫予定借債登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、長当権、その他の何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する裁判費等を第三者に負擔する場合は、乙はその請求人をして完全にその権利義務を承継させ甲に責任を付けない。

本契約を履行するため、本書と前条作成した署名捺印の上各巻を保有する。

昭和 年 月 日

買主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙)

福田松太郎

不動産の表示

所在

家屋番号 第 号

1 木造 平屋建 延床

床面積 坪

以上





花元光義 → 名義変更

不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という）**福田松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する水尾配流の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、測量等の定額物一切発着のままとする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 **八万四百** 円名とし、甲が乙に支払うべき読者予定費留置金は、金 **四万八十** 円名とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 **参万七千四百** 円名と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額差額と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて読者予定留置権を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、表当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び後記手続迄に関する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する争執事項を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に同意を要しない。

本契約を締結するため、本書を副連作し各署名捺印の上各を重畳を保有する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産権株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙）

福田松太郎

不動産の表示

所在地

家屋番号 第 号

1 本 地 平 屋 建 悉 無

床 石 畳 坪

以 上

印

印



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）

（以下乙という）とは不動産売買について下

記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する手形記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条の物件については、理員等の定章並一切有業のままとする。但し、電気、水道の料金が件なり工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 八万四百 円とし、甲が乙に支払うべき前条者予定買受金金は、金 四万八千 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を先即代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 六万九千四百 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する各組の課税は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて該物件定額貸付金債を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを承諾する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判権者を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に差支をかけるない。

本契約を確約するため、本書を前条作成し各署名捺印の上各各業を保有する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若松区赤町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙）

福田 松太郎

不動産の表示

所 在

家屋番号 第 号

1 本 地 区 界 区 番 地

床 面 積 坪

以 上





不動産売買契約書

井筒石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 中村義徳（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾尾敷の不動産（以下物件という）を乙に売渡してはこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、建具等の定価物一切有量のままとする。併し、電気、水道の基費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万四千 円とし、甲が乙に支払うべき貸付金総額は、金 四万八千 円とす。
- 第4条 前条より割引いた香色海苔代金とし、贈り物の手帳も条件として金 六千六千 円とし、乙は本契約の印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の貸付金額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公課公費は、その引渡しを期する前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と買渡しの申に於いて貸付金総額を換金を行うことと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に供する登録税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として発生にその権利義務を承継させ、甲に違害を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上名義を保存する。

昭和 23 年 6 月 24 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

井筒石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 嘉穂郡栢葉町大字大向1丁目24830番地

中村義徳

不動産の表示

所在 嘉穂郡栢葉町大字大向1丁目24830番地

宗地番号 六〇八号

1. 水 道 平屋建五等 包

床面積 貳拾四坪

所有部分

宗地番号 六〇八号

水 道 平屋建五等

床面積 拾貳坪

右を指す

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 松田敏雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本尾製鉄の手動車（以下物件という）をここに売渡しこれを売買する。
- 第2条 本物件については、塀、建具等の附屬物一切有業のままとする。但し、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万四千百圓とし、甲が乙に支払うべき買戻金賠償金は、金 四万八千圓とする。
- 第4条 前条より前引いた税金地租代金とし、種別前の中納金条件として金 叁万貳千四百圓 宛名と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買戻金賠償金請求を行うこと又は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特權、質權、差當權、その他の何等の負擔のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録出納の登記手続法に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約の全理達するため、本書底通を作成し各署名捺印の上各名簿を保持する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交大兵衛

買主(乙) 嘉穂郡稻葉町大字才田
 松田敏雄

不動産の表示

所在 嘉穂郡稻葉町大字才田向土岐田拾五丁地

印 押印

契機番号 才田拾七号

1. 本 地 子尾建 瓦葺 鹿 塚

床 面積 貳拾四 坪

専 有 面 積

面積番号 才田拾七号

本 身 子尾建 瓦葺

床 面積 拾貳 坪

以 上



不動産売買契約書

共同石灰工業株式会社(以下甲という)と 松田 敬雄(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する未登記の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の定価物一切有るのままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき手物件代金は、金 八万 四千百 円とし、甲が乙に支払うべき買戻金(新償金は、金 四万 八千 円)とする。
- 第 4 条 前条より前引いた額を前代金とし、第 7 条の手続き条件として金 一万 二千 円を定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額限度と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記申請は、乙が引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて売買手戻金償還義務を行うことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記申請等に關する費用は、その概本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約の整理するため、本書底通を作成し各署名捺印の上名色返付する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石灰工業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 長門郡相模町大字才田
松田 敬雄

不動産の表示

所 在 長門郡相模町大字才田字向比古百四拾五ノ売地



家屋番号 才大拾七号

1. 木 造 平屋建 瓦葺 色 漆

床面積 拾四坪

専有割合

家屋番号 才大拾七号

木 造 平屋建 瓦葺

床面積 拾四坪



不動産売買契約書

トビ屋敷に名義変更

水島記念
11.00

共済石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 建保隆（以下乙という）とは不動産売買について左記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾製紙の手取塚（以下物件という）を乙に売買し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の定価物一切有実のままとする。但し、電灯、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万四千百 圓とし、甲が乙に支払うべき抵当予定換算金償還金は、金 四万八千 圓とする。
- 第 4 条 前条より前引いた西尾製紙代金とし、積り金の半額を前件として金 一万四千四百 圓とし定め、乙は本契約の譲印と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の半額半額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公積金等は、乙が引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と買取りに甲に於いて抵当予定換算金償還を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に関する各課徴金及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲には責任を及ぼさない。

本契約の成立証するため、本書並通を作成し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共済石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 次 太 兵 衛

買主(乙) 赤松郡福栄町文田吉鏡 75

松林市

不動産の表示

所在地 赤松郡福栄町大字文田トビ屋敷に名義変更地

敷地番号 六六拾七号

1. 不動産 平屋建 尾背 宅

床面積 一拾四坪

専有割合

宗屋番号 六六拾七号

木造 平屋建 尾背

坪面積 拾四坪

松林市



特約

大田守盛
四ノ中男 石炭立契

143000
8600
61200

不動産売買契約書

共同石炭産出株式会社（以下甲という）**福田松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する北見郡家の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを受取る。
- 第2条 前条物件については、運具等の定着物一切有実のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代は、金 **拾四万八千四百** 円とし、甲が乙に支払うべき抵当借付定額貸付金は、金 **八万六千四百** 円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を物件代金とし第7条の手続きを条件とし、金 **六万七千八百** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額差額と同様に本物件を乙に返還するものとする。
- 第6条 本物件に対する差引金額は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に、甲において抵当借付定額借付検査を行うことと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、其当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する裁判義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に承認をかける。

本契約を締結するため、本書を其通作成し各署名捺印の上各巻通を保有する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭産出株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙）

福田松太郎

不動産の表示

所在地

家屋番号 第 号

1 本 部 平 層 建 築 様 式

床面積 坪

以上



不動産売買契約書

共同石炭産林株式会社（以下甲という）**福田松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する未登記の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを受取る。
- 第 2 条 前条物件については登記、賃貸等の定賃金一切有するままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき代金は、金 **拾四万八千七百** 円とし、甲が乙に支払うべき金銭を定額借付金は、金 **八万六千四百** 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、金 **六万二千八百** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を現と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の方は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて定額借付金借付録を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、当座権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録費及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ甲に同意を要しない。

本契約を締結するため、本書を副連作し各署名捺印の上各巻を保有する。

日 期 年 月 日

売 主（甲） 北九州市若松区本町 1丁目9番10号

共同石炭産林株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主（乙）

福田松太郎

不動産の表示

所 在

家 屋 番 号 第 号

1 木 造 平 屋 建 巻 掛

床 面 積 坪

以 上

72600
9760
148,200

田中国大田譲渡
No. 87
物同本印印、松元



不動産売買契約書

84000

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と **田中啓男**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する米尾鉱坑の不動産（以下物件という）を乙に譲渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、量、建具等の定着物一切有委のままでする。但し、電気、水道の設備に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **七万五千六百** 円とし、甲が乙に支払うべき前条物件譲渡金は、金 **四万五千六百** 円とす。
- 第4条 前条より差引いた額を前条代金とし、残ア金の半額を条件として金 **一万九千四百** 円と定め、乙は本契約の額印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額半額と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、乙の引渡しを期ける前日までは、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲において買取り登記簿登録を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差押権、その他の何等の負担をいことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務は第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として先づ甲にその権利義務を承継させ、甲に返還させなければならない。

本契約を履行するため、本書並連名を印し各署名新印の上各署名を捺する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） **田中啓男**
嘉穂郡指板町大字岡字向トニ式百四拾五の地番地

不動産の表示

所在地 **嘉穂郡指板町大字岡字向トニ式百四拾五の地番地**

登記番号
1. 本 造 **平屋建 瓦葺 瓦 葺**

床面積 **六拾貳 坪**

専有部分
宗屋番号

本 造 **平屋建 瓦葺**

床面積 **拾貳 坪**

（ 残 ） 以 上





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 田中雪男（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本尾新集の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、壁、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七万五千六百 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手形換金総額は、金 四万五千四百 円とす。
- 第4条 前条より差引いた額を売却代金とし、第2条の中核金条件として金 三万九千四百 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の譲渡手形と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と買主乙に於いて譲渡手形換金請求を行うこと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手形に要する登録税及び登記手形返金に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全なその権利義務を承認させ、甲に差支を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上各名簿を提出する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 次 太 兵 衛

買主(乙) 田中雪男

青森県椎葉町大字大橋町向心式四百拾五の宅番地

不動産の表示

所在地 青森県椎葉町大字大橋町向心式四百拾五の宅番地

譲渡番号 大橋町向心式

1. 本 道 青 森 県

市 鎮 村 大 橋 町

所有区分

譲渡番号 大橋町向心式

本 道 青 森 県

市 鎮 村 大 橋 町

以上



不動産売買契約書

共同石灰鉱業株式会社（以下甲という）と大田孝盛（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本尾製鉄の子会社（以下物件という）を乙に譲渡して乙これを買受ける。
- 第2条 前条物件については、債、権利等の定着物一切有者のままとする。債、権利、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **七万五千円** あり、甲が乙に支払うべき譲渡手続費用助産金は、金 **四万五千円** ありとする。
- 第4条 前条より差引いた額を先納代金とし、譲渡金の半額を前金として金 **三万七千五百円** ありと定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する口頭譲渡は、その引渡しを受ける善良な買手、甲の責任とし、その後の分は乙の責任とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲において譲渡手続費用を負担すること乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他の権利の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税等の登記手続に關する費用、その為本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利関係を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけない。

本契約を履行するため、本書並通名を印し各署名捺印の上各添付を保有する。

契約 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石灰鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) **大田孝盛** (捺印)
森橋郡栢葉町大田 (捺印)

不動産の表示

所在 **森橋郡栢葉町大田大田字向土と武田四畝立り売替地**

家屋番号 **大田拾貳号** (捺印)

1. 木造 **平屋建 瓦葺** (捺印)

床面積 **式拾四坪**

専有部会

家屋番号 **大田拾貳号**

木造 **平屋建 瓦葺**

床面積 **拾貳坪**

以上

田代延敏



不動産売買契約書

共同石炭産林株式会社（以下甲という） **柳田松太郎**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する奈良県産の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 対象物件については、測量簿の記載額一以て買手のままとする。但し、電気、水道の掛費に伴つた工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、全 **七万五千六百** 円とし、甲が乙に支払うべき抵当金等定期借入金金は、全 **四万五千七百** 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし第 7 条の手続きを条件とし、全 **三万九千四百** 円と定め、乙は本契約締結と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の全額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に對して抵当予定借入金設定登記を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共有権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に關する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に發表する場合は、乙はその請求人をして完全にその裁判管轄を承諾させ甲に承諾をけない。

本契約を確約するため、本書を副連作はし各署名捺印の上各添付を保存する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若船区本町1丁目9番10号
 共同石炭産林株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主（乙）

柳田松太郎 印

不動産の表示

所 在

家 屋 番 号 第 号

1 木 造 平 屋 建 延 坪

床 面 積 坪

以 上





不動産売買契約書

井岡山炭鉱株式会社(以下甲という) **福田 松太郎** (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する非登記地の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については登記簿上の記載物一切有符のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、**金 七万五千六百** 円とし、甲が乙に支払うべき買受手定銀貸付金は、**金 四万五千四百** 円とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を先印代金とし残りの手続金を物件とし、**金 三万零四百** 円と定め、乙は手契約前印と同等にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を領し同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に、甲に於いて抵当手定銀貸付金を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、共済権、その他何等の権利のないことを承諾する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する争訟裁判を第三者に属する場合は、乙はどの請求人をして完全にその権利義務を承継させ甲に差支をかけない。

本契約を締結するため、本書を武通作成し各署名捺印の上各を重疊を保持する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

井岡山炭鉱株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙)

福田松太郎

不動産の表示

所在

家屋番号 第 号

1 木 造 平 屋 建 築 物

床面積 坪



以上

2007.7.26
福岡北支店へ転売
149000



不動産売買契約書

149000

共同石炭産物株式会社（以下甲という）と 田 筈 延 雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する正尾組敷の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、壁、扉、器具等の定着物一切物業のままとする。但し、敷地、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七拾万六千六百 円とし、甲が乙に支払うべき買戻金償還金は、金 四拾万五千四百 円とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を先納金とし、残りの半額を条件として金 一拾万七千四百 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の買戻金償還と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買戻金引渡金控を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権限、質権、差当権、その他の何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税等の登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務兩名第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全甲にその権利義務を承継させ、甲に返還を受ける。

本契約を履行するため、本書前通を作成し各署名捺印の上名義簿を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州赤松区本町1丁目9番10号
共同石炭産物株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡箱築町大字戎田字白土245-1番地
田 筈 延 雄

不動産の表示

所 在 嘉穂郡箱築町大字戎田字白土245-1番地

149000

床 面 積 数 方七拾六千

1. 木 造 平屋建 瓦葺 色 漆

床 面 積 数 一拾 四 坪

専 有 部 分

床 面 積 数 方七拾六千

木 造 平屋建 瓦葺

床 面 積 一拾 四 坪



不動産売買契約書

井筒石灰工業株式会社（以下甲という）と 有藤正昭（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の建屋物一切有業のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八 十 四 百 円 整 とし、甲が乙に支払うべき買手控額金即償金は、金 四 十 八 千 円 整 とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、残りの金額を物件として金 三 万 六 千 四 百 円 整 と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公積金は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同額に甲において買手控額金償還を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却前並、質屋、新当座、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に関する各該税及登記手続迄に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかつけず。

本契約を明確にするため、本契約書を作成し各署名捺印の上各名簿を添付する。

昭和 年 月 日

売主（甲） 北九州市若松区本町1丁目9番10号
井筒石灰工業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） 品徳郡栢葉町大字日曜7区
有藤正昭

不動産の表示

所 在 品徳郡栢葉町大字日曜7区西四番五区番地

宗 地 番 号 大 拾 九 号

1. 木 造 平屋建 瓦 葺

床 面 積 拾 四 坪

専 有 部 分

宗 地 番 号 大 拾 九 号

木 造 平屋建 瓦 葺

床 面 積 拾 四 坪

以上



不動産売買契約書

共同石炭販売株式会社（以下甲という）と 齊藤正雄 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、登記、課税等の関係物一切有差のままとす。但し、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万四千百 円とし、甲が乙に支払うべき買取手続費用代金は、金 四万八千 円とす。
- 第4条 前条より前引いた西尾無形代金とし、第2条の手續を条件として金 参万五千四百 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は従来の東尾無形と同意に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債及課税は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と関係に甲において買取手続費用を納付すること乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上右名簿を保存する。

昭和 三 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭販売株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡指葉町大塚日吉坑7区
齊藤正雄

不動産の表示

所 在 嘉穂郡指葉町大塚日吉坑7区白田松五の売地

宗屋番号 才六拾九号

1. 本 地 千度建 瓦葺 瓦 葺

床面積 拾四 坪

専有割合

宗屋番号 才六拾九号

本 地 千度建 瓦葺

床面積 拾四 坪

以 上

齊藤正雄

甲乙之合協



不動産売買契約書

共同石灰工業株式会社（以下甲という）と 田口 定男（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する米尾組築の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の設備物一切所有家のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に出払うべき物件代金は、金 七万五千六百 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手形換金新債金は、金 四万五千四百 円とする。
- 第 4 条 前条より換出した額を売却代金とし、第 7 条の手形を条件として金 五万五千四百 円と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する登記公課は、その引渡しを受ける買主は、甲の負担とし、その他の金は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当手形換金請求を行うこととを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記に關する登録納税の登記手續迄に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にして権利義務を承継させ、甲に及ぼさず可なり。

本契約の整理するため、本書並に作成し各署名捺印の上各二通を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町 1 丁目 9 番 10 号
 共同石灰工業株式会社
 代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡相模町大字甲字向土 262-1 番地
 田 口 定 男

不動産の表示

所 在 嘉穂郡相模町大字甲字向土 262-1 番地

8991

敷 地 番 号 才七拾号

1. 木 造 平屋建 瓦葺 在 庫

床 面 積 24 坪

専 有 部 分

家 屋 番 号 才七拾号

木 造 平屋建 瓦葺

床 面 積 24 坪

以 上



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と 田辺定男（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に先渡しし乙はこれを受取る。
- 第2条 前条物件については、基、建具等の定着物一切有無のままとする。但し、電気、水道の接費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七万五千円 加るとし、甲が乙に支払うべき貸付金借付代金は、金 四万五千円 加るとする。
- 第4条 前条より算出した借付代金とし、第2条の半額を条件として金 五万五千円 加ると定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を借付代金に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公課公費は、その支払しを要する期日迄は、甲の負担とし、その後の公課公費は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて貸付金借付債権を行使し乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続法に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に通知をかける。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上名義を捺印する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目番10号
 共同石炭産業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 嘉穂郡箱崎町大字和字向比246番地
 田辺 定男

不動産の表示

所 在 嘉穂郡箱崎町大字和字向比246番地

印 押

実積番号 第七拾号

印 押

1. 水 道 片屋連 瓦葺

2 棟

床面積 貳拾四 坪

専有割合

実積番号 第七拾号

水 道 片屋連 瓦葺

床面積 拾貳 坪

以 上

1962.10.26
徳田松太郎へ転売
1962.10.26



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 中尾 博昭（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 物はその所有するまゝ現狀の予斷無く以下物件というものと売買しこれを賣得する。
- 第 2 条 前条物件については、臺、建具等の定置物一切有姿のままとする。但し、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負擔とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金七百九千六百 円とし、甲が乙に支払うべき買戻金（即償金は、金四百九千四百 円）とし、
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、種別前の中納金条件として金千九百四十 円とし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の差引代金と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公課公課は、その前渡しを付ける前日迄は、甲の負擔とし、その後は乙の負擔とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買戻金返還義務を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取権、質権、持当権、その他何等の負擔のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負擔とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任を付けない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上名義者と保存する。

昭和 三 十 年 十 月 二 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 徳田松太郎
中尾 博 昭

不動産の表示

所 在 名徳郡柏架町新田字向土心206-1番地

契機番号 方七拾号

1. 木 造 平屋建 瓦葺 瓦 葺

床面積 四拾四坪

専有面積 方七拾号

木 造 平屋建 瓦葺

床面積 拾 四 坪

以 上



不動産売買契約書

共済石炭産業株式会社（以下甲という）と仲尾博昭（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する〒尾道市の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 該物件については、壁、建具等の定着物一切所有のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事作業は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **七十万六千六百** 円とし、甲が乙に支払うべき築費予定積戻金償金は、金 **四万五千六百** 円とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、残りの半額を条件として金 **三万五千四百** 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金物等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する各種公課は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に対して築費予定積戻金償金を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税等の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として売主として権利義務を承継させ、甲には責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上の色紙を交付する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州都若松区本町1丁目9番10号
共済石炭産業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 住居 福岡県糟粕原町大字同向八五
八五 仲尾博昭

不動産の表示

所 在 福岡県糟粕原町大字同向八五八五 / 当地

宗 地 番 号 第 七 拾 柒 号

1. 水 道 平 屋 建 瓦 葺 地

床 面 積 貳 拾 四 坪

専 有 部 分

宗 地 番 号 第 七 拾 柒 号

水 道 平 屋 建 瓦 葺

床 面 積 拾 貳 坪

以 上

不用

木通純義の譲渡



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社（以下甲という）と 昆五帯之（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する五尾鉱山の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、塙、建具等の定価額一切買受のままとする。償し、電気、水道の設置に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七拾万五千百 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手形償額代金は、金 五拾万五千百 円とする。
- 第4条 前条より譲渡した五尾鉱山代金は、譲渡家の手帳を条件として金 拾万 円とし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に引渡すものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公算金額は、乙が前条に支払うべき譲渡手形の買受額とし、その残りは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と買付に甲に於いて買受手形引渡金額を執行することを承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、抵当権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手形に於ける金銭請求の登記手形等に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務承継者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に連絡をかける。

本契約を履行するため、本書裏通を併し各署名捺印の上名義屋を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産業株式会社
代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田字草多田八百四拾四の地番地
昆五帯之

不動産の表示

所在 山田市大字下山田字草多田八百四拾四の地番地

宗屋番号 大百四拾四の地番地

1. 水 道 市庁建設課 草 多 田

床面積 拾 拾 坪

専有部 分

宗屋番号 大百四拾四の地番地

水 道 市庁建設課 草 多 田

床面積 拾 拾 坪

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と足立常之（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾畑敷の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、差、埋戻等の設備物一切有業のままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が乙に支払うべき本物件代金は、金 七万五千圓を旨とし、甲が乙に支払うべき買付金総額は買付金は、金 五万五千圓を旨とし、乙が甲に支払うべき買付金とする。
- 第 4 条 前条より前引いた額を差引金とし、残りの金額を条件として金 二万圓 宛名と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と前条に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の公債乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と買付に甲に於いて買付金総額を引くこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を確保するため、本書並通に作成し各署名捺印の上名義書を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 友 太 共 同

買主(乙) 山田平次 山田平次 山田平次 山田平次 山田平次
足立常之

不動産の表示
郵便印

不動産の表示
所 在 山田平次 山田平次 山田平次 山田平次 山田平次
実地番地 才元百四拾之の拾五号
1. 不 慮 平屋建スレート葺
庄 価 格 拾五 坪
所有部分
実地番地 才元百四拾之の拾五号
木 造 平屋建スレート葺
延 面積 拾五 坪

以上

不用

鬼塚 義一 譲渡 (26)



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 岩村 瑞男 (以下乙という)とは不動産売買について下記

- 第1条 甲はその所有する本売地(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、屋、建具等必要な一切の費用は甲の負担とする。但し、電気、水道の設置に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき代金は、金 拾万 円とし、甲が乙に支払うべき代金は、金 拾万 円とする。
- 第4条 前条より譲渡した物件の登記代金は、金 拾万 円とし、甲が乙に支払うべき代金は、金 拾万 円とする。
- 第5条 甲は前条の金額を同時に本物件を乙に譲渡するものとする。
- 第6条 本物件に対する金銭債権は、その消滅しを免れる期日は、甲の負担とし、乙の負担は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において仮借手定期借地権を行使すること乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、地上権、その他の権利の負擔のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録地及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその義務人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成した署名捺印の上各名義を捺する。

昭和 年 月 日
売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代售取締役 入交 太兵衛
買主(乙) 山崎市下山路 岩村 瑞男

不動産の表示

所在地 山崎市下山路 岩村 瑞男 所有地
 家屋番号 昭和三十九年 第 拾 五 号
 1. 木造 平屋 築 スレート葺 吹抜
 床面積 拾 五 坪
 所有区分
 家屋番号 昭和三十九年 第 拾 五 号
 木造 平屋 築 スレート葺
 床面積 拾 五 坪

以上

不用

向中正人の譲渡



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 山本重義（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に先渡し乙はこれを買得る。
- 第2条 前条物件については、登記、建物の登記簿一切有状のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万九千 円とし、甲が乙に支払うべき抵当金控除額は、金 六万九千 円とする。
- 第4条 前条より前記いた各名義の代理とし、第7条の権利を条件として 金 九千 円と定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を領し同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公課公費は、乙の負担しを要する負担金は、甲の負担とし、その者の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて抵当金控除額を執行すること乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全乙の権利義務を承継させ、甲に責任をかけない。

本契約を履行するため、本書裏通を先立し各署名捺印の上右名義を譲渡する。

昭和 27 年 月 日

買主(甲) 北九州市若松区泰前] 丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛
 買主(乙) 福岡県小田守大字下川口 202-2010-1
山本重義

不動産の表示

所在 山田守大字下川口字宇多田八百四拾四ノ七番地

用途用途 才大自四拾六・五号

色字辨

1. 木造 平屋建 スレート葺

床面積 六拾一坪

専有部分

床面積 才大自四拾六・五号

木造 平屋建 スレート葺

床面積 拾一坪

(成 譲) 以上



不動産売買契約書

共同石炭産株式会社(以下甲という)と 山本重義 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾尾越の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、登記簿上の所有権一切放棄の意思表示とする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 八万五千円 然るに、甲が乙に支払うべき買手定額戻金金は、金 六万五千円 尠とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差戻金とし、残りの手続金件として金 二万 〇〇〇円 乙と定め、乙は本契約の締結と同時にその金物を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と買取り甲において買手定額戻金を行ふこととを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を確保するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上右名簿を保存する。

昭和 〇 〇 年 〇 月 〇 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 福岡県小田原大字山下町864番地
山本重義

不動産の表示

所在地 小田原大字山下町864番地
 地積番号 才大の拾六〇五号
 1. 用途 平屋建スレ一寄 透 塙
 床面積 五拾五坪
 所有部分 才大の拾六〇五号
 次第番号
 木造
 床面積 拾八坪

以上

不用

1/2 年のスズ子^{の分割} 312,000
1/2 年回(仁) 21,600
21,600 x 700 = 15,120,000
21,600 x 100 = 2,160,000



不動産売買契約書

2,300,000
1,920,000

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 桑野スズ子(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する実地記載の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、塙、建具等の定着物一切有姿のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、文大自四拾六〇拾八 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手形償還金(譲渡金は、文大自四拾六〇拾八 円)とする。
- 第4条 前条より引いた額を滞り代金とし、第7条の全額を条件として文大自八千五百 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の家賃滞りと同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する登記手形は、乙がその責を負うべき日(譲渡)とし、その責の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に対して譲渡手形償還金請求を行うこと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、若し或、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手形に關する登録税及び登記手形請求に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として買受乙にその権利義務を承認させ、甲に責任をかけない。

本契約を履行するため、本書並作を作成し署名捺印の上名義を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山田市大下山田字草多町八百四拾四の地番地
桑野スズ子

不動産の表示

所在 山田市大下山田字草多町八百四拾四の地番地

敷地面積 文大自四拾六〇拾八 坪

1. 用途 平屋建 瓦葺 色

床面積 文大自八千五百 坪

専有部材

家屋番号 文大自四拾六〇拾八

木造 平屋建 瓦葺

床面積 文大自八千五百 坪

印

38,500円 - 16,000円 = 22,500円

印
改
印
係

以上



不動産売買契約書

共同石炭産出株式会社（以下甲という）と 桑野スズ子（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する米尾鉱坑の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の定着物一切有るままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金拾七万五千圓（七万五千圓）と定め、甲が乙に支払うべき第 2 条物件償還金は、金拾万八千圓（八千圓）と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を前条代金とし、第 2 条の本物件代金として金八千圓（八千圓）と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を納めと同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、そのお支払いを受ける責任は、甲の負担とし、その費用は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて本買手金納付金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、差当権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続等に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をなかけない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上各を返還する。


昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産出株式会社
代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山田市大字下山田字年多田八白田拾四〇番地〇を
桑野スズ子

不動産の表示

所 在 山田市大字下山田字年多田八白田拾四〇番地


 家屋番号 方六白田拾六〇拾八号 兼
 1. 木 造 平屋建 瓦葺 倉 庫
 床 面 積 拾八坪 五合
 専 有 部 分
 家屋番号 方六白田拾六〇拾八号
 木 造 平屋建 瓦葺
 床 面 積 拾八坪 五合

以上

不用

8

不動産売買契約書

の行い
田村 鶴子
変更

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 田村鶴子（以下乙という）とは不動産売買について下記
①通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する未登記簿の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、賃 建具等の定着物一切有るのままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 大 拾 万 円也とし、甲が乙に支払うべき買取り金書換金書換金は、金 拾 万 円也とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を前代金とし、残りの金銭を金書換金として金 拾 万 円也と定め乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金書換金と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを要する期日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲に於いて買取り金書換金書換金を取りこむことを承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、寄附権、その他何事かの負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継するに、甲に同意を要しない。

本契約を確保するため、本書裏面に印し各署名捺印の上任意書面を添付する。

期 日 年 月 日

買主（甲） 北九州市若松区幸町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主（乙） 山崎^{山崎}山田447番地

田村 鶴子

不動産の表示

所 在 山崎^{山崎}山田^{山崎}447番地^{山崎} 地 産

家庭番号 前 6+6番^{山崎} 地 産

1. 水 道 スレート^{山崎} 不^{山崎} 通^{山崎} 先^{山崎} 水 道

床面積 大 拾 万 坪

専有部会 第 1000000 号

家庭番号 第 1000000 号

水 道 平 屋 建 スレート

床面積 大 拾 万 坪

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 田村善治（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はどの所有する未尾田産の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、債、課税等の定着物一切有りのままとする。保し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾 拾 万 円 整とし、甲が乙に支払うべき前書き定着物代金は、金 拾 万 円 整とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし、第 7 条の手続きを条件として金 拾 万 円 整と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債関係は、その引渡しを期する前日迄は、甲の負担とし、その実行は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて前書き定着物登記を行うことを乙は義務とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、登記解除、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用は、その額本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を確実にするため、本書裏面に作成し各署名捺印の上各当事者保有する。

昭和 年 月 日

買主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田新井^田 447番地

田村善治

不動産の表示

所在地 山田新井^田 447番地^田 入内約拾四畝番地^田

宗屋番号 第 606 卷 3 号

1. 水 道 スレート^田 平屋建^田 洋宅^田 赤 旗

床面積 七 拾 七 坪

専有権内容

家屋番号 第六百四拾九号

木 造 平 屋 建 スレート^田 葺

床面積 七 拾 七 坪

以 上



不用

田村 譲渡
取り変へ

不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 米 満カトル（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する左記記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、簿、簿目等の定簿物一切有状のままとする。償し、電気、水道の設備に伴ふ工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾 六 千 五 百 円 正とし、甲が乙に支払うべき買受予定者賠償金は、金 拾 六 千 五 百 円 正とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を前記代金とし、残りの金額を本物件として金 五 万 円 正と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する金銀金銀は、その引渡しを承ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において買受予定者賠償登記を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手数料に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその裁判管轄を承継させ、甲に通知を要しない。

本契約を確保するため、本書裏面に印紙し各署名捺印の上各者連名捺印する。

期 日 年 月 日

売 主（甲） 北九州市都区本部1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主（乙） 小田原大下山下田村 ~~譲渡~~ 米 満カトル

米 満カトル

不動産の表示

所 在 小田原大下山下田村 ~~譲渡~~ 米 満カトル 所有地

家 屋 番 号 地 籍 目 録 大 八 号

1. 木 造 平 屋 造 ス ー ト 葺 活 積

床 面 積 四 拾 五 坪

専 有 部 分

家 屋 番 号 地 籍 目 録 大 八 号

木 造 平 屋 造 ス ー ト 葺

床 面 積 四 拾 五 坪

以 上

不用

新築地

新築地

0



不動産売買契約書

共同石炭産権株式会社（以下甲という）と 清原立美（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する東尾越製石不動産（以下物件という）を乙に売渡して乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、敷、建具等の設備物一切有家のままとする。但し、電気、水道の基管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 参万九千五百 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手続費金額は、金 参万九千五百 円とし、金 参万九千五百 円とする。
- 第4条 前条より前引いた敷金返却代金は、第7条の半額を条件として金 八千 円とし、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を納めと同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債記録は、乙の引渡しを受ける前日までは、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて譲渡手続費金額を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、売却前債、質権、差当権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため 本書裏面に作成し各署名捺印の上公署に提出する。

昭和 / 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産権株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 北九州市下山路字草野町 200-1
清原立美

不動産の表示

所在 北九州市下山路字草野町 入野田給水の売地

鶴巻

取引番号 第

1. 水 道 市松建 瓦葺 庇 出

床 面積 7.56 坪

専有面積

交番番号 方大自田松火火共共大了

木 造 市松建 瓦葺

床 面積 7.56 坪

10,000 - 8,000 = 2,000
8,000 - 10,000 = -2,000

印

裁

信

7.56

以上

不用



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 高田 藏人（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する米尾製紙の予製機（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、機、器具等の附随物一切移譲のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九 万 円とし、甲が乙に支払うべき装設予定納付金金は、金 八 万 円とする。
- 第 4 条 前条より譲渡した物件を売却代金とし、第 3 条の半額を条件として金 万 円 円と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の装設準備と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する所有権登記は、乙の負担しを要する旨は、甲の負担とし、その費用は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と引渡しに甲に於いて装設予定納付金銀を付すことと乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、完取特権、質権、差押権、その他何等の負擔のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登記税及び登記申請費に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に連帯責任を負う。

本契約を履行するため、本書裏面に併し各署名捺印の上名義屋名を保存する。

昭和 43 年 6 月 26 日

甲 主（甲） 北九州府若松区本町 1 丁目 9 番 10 号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

乙 主（乙） 若松新指染町大字中田 226 番地
高田 藏人



不動産の表示

所在地 在 若松新指染町大字中田字 ~~中田~~ ²²⁶ 番地 4

宗屋番号 第 1003 番

1. 水 道 下水道 排水

床面積 21.6 坪 5 合

専有部 分
宗屋番号 701 外 馬

水 道 9 原 建 文 庫

床面積 式 拾 坪





不動産売買契約書

共同出資 株式会社 (以下甲という) 榎野義孝 (以下乙という) とは不動産売買に
ついて下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙が所有する未登記の不動産 (以下物件という) を乙に譲渡し乙は乙金を支拂う。
- 第2条 前条物件については 登記手続の費用一切及事務の委託と 登記費 水道の抄
管の件及び工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は 金四万七千五百 円也とし 甲が乙に支払うべき
譲渡手続の費用は 金一万七千五百 円也とする。
- 第4条 前条より前記した額を金即代金とし 第2条の手續の委託料とし 金 五 万 円
也と定め 乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公賦は 乙が引渡しと受領の日迄は 甲の負担とし その後日分
は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については 乙の所有移転登記と同時に甲が 譲渡手続の費用を
支払うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し先取特許 質権 地役権 其他何れかの負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有移転登記手續に要する登録費及び登記手續に要する費用 其
他本契約に因する費用は すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に因する権利義務の第三者に譲渡する場合は 乙は 乙の譲渡人として
完全な権利義務を承継させ 甲に迷惑を及ぼさない。

本契約を履行するため 本書を2通を作成し各署名捺印の上各1通と捺印する。

昭和 年 月 日
 売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目番10号
 共同出資株式会社
 代表取締役 入交 久兵衛
 買主(乙) 山田平次郎 山田 日吉 乙
 榎野義孝

不動産の表示
 所在地 山田平次郎山田日吉共同所有の所有地
 家屋番号 大分府の指図の七号
 1 木造 平屋建 スレート葺 色煉
 床面積 六拾 坪
 専有部分
 家屋番号 大分府の指図の七号
 1 木造 平屋建 スレート葺
 床面積 六 坪

以上



不動産売買契約書

共同出資 株式会社 (以下 甲 という) 裸野 義孝 (以下 乙 という) とは 不動産売買について 下記の通り 契約を締結した。

- 第 1 条 甲は その所有する 未完工の不動産 (以下 物件 という) を 乙に 譲渡し 乙は これを 買受ける。
- 第 2 条 前条 物件 に ついては 受 取 金 差 引 の 費用 一切 負担 あり と する。 且 乙は 水 道 の 抄 写 の 滞り 工 事 代 金 は 乙 の 負担 と する。
- 第 3 条 乙が 甲に 支払う べき 物件 代 金 金 円 陸 千 五 百 円 也 と し 甲が 乙に 支払う べき 成 金 子 息 貸 借 借 金 金 円 陸 千 五 百 円 也 と する。
- 第 4 条 前条 より 引 いた 額 を 乙 の 代 金 と し 乙 が 甲 の 手 続 上 の 条件 と し 金 陸 千 円 也 と し 乙は 甲に 本 契約 調 印 と 同 様 に その 全 額 を 甲に 支払う べし と する。
- 第 5 条 甲は 前条 の 全 額 受 取 と 同 様 に 本 物件 を 乙に 引 渡す べし と する。
- 第 6 条 本 物件 に 対 する 公 道 公 録 は 甲 の 引 渡 し と 受 け 取 り 前 日 迄 は 甲 の 負担 と し 引 渡 し 後 は 乙 の 負担 と する。
- 第 7 条 本 物件 に ついて は 甲 の 特 許 権 移 転 登記 と 同 様 に 甲に 於 いて 成 金 子 息 借 借 借 録 を 行 う こと を 乙に 承諾 する。
- 第 8 条 甲は 本 物件 に 対 し 先 取 特 許 権 買 取 特 許 権 甲 の 他 何 者 の 要 求 の ない こと を 保証 する。
- 第 9 条 本 物件 の 特 許 権 移 転 登記 公 録 以 上 の 手 続 及 び 登記 手 続 上 の 滞り 費用 其 の 他 本 契約 に 関 する 費用 は 乙 の 負担 と する。
- 第 10 条 本 契約 に 関 する 権利 義務 の 争い 者 に 譲渡 する 場合 は 乙が 甲 の 譲渡 人 として 完全 に 其 の 権利 義務 を 承 継 せ し 甲に 送 達 され ない。

本 契約 を 締 結 する ため 本 書 を 出 発 と 作成 し 各 署名 捺 印 の 上 各 色 紙 と 捺 印 する。

昭和 年 月 日
 売主 (甲) 北九州府 葛原 本所 17 日 番 10 号
 共同出資 株式会社
 代表取締役 入 交 入 矢 信
 買主 (乙) 山田 幸次 山下 田 日 吉 六 巳
 裸野 義孝

不動産の表示
 所在地 山田 幸次 山下 田 日 吉 六 巳 田 入 自 田 格 地 葛 原 地
 宗屋 番 号 大 前 田 格 地 の 七 号
 1 木 造 平 屋 建 ス レ ー ト 葺 色 煉 瓦 葺
 床 面積 六 拾 坪
 車 庫 部 分 六 拾 坪
 宗屋 番 号 大 前 田 格 地 の 七 号
 木 造 平 屋 建 ス レ ー ト 葺
 床 面積 六 拾 坪

計部へ譲渡



不動産売買契約書


井筒石炭鉱業株式会社（以下甲という）と藤本久信（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、登記、埋蔵物の占有等のままとする。但し、電気、水道の管等に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 七〇万八千六百 円とし、甲が乙に支払うべき買受手続費用代金は、金 四万五千四百 円と定める。
- 第 4 条 前条より差引いた残金五万三千二百 円を、第 7 条の半納金として金 一万六千四百 円と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前述の金額半額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債記録は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲に於いて仮買手登録簿記載を行うことと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、抵当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に附する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全乙の権利義務を承継させ、甲に責任を付けない。

本契約を担保するため、本書裏通を併し名義名義印の上名義者古保する。



昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若穂区本町1丁目9番10号
井筒石炭鉱業株式会社
代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 福岡県若穂郡箱塚町^{大字}日向102
藤本久信  248-1番地

不動産の表示

所在地 若穂郡箱塚町大字日向102-1番地

 登記番号 文大拾大号 

1. 用途 半屋建 瓦葺 在 建

床面積 四拾四坪

専有部 分

登記番号 文大拾大号

用途 半屋建 瓦葺

床面積 拾 四 坪

 以上

村上信へ名義譲



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と竹本富子（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する茶屋記載の不動産（以下物件という）を乙に先賣してこれを買取る。
- 第2条 前条物件については、巻、建具等の定種類一切有券のままとする。但し、電氣、水道の移管に伴う
工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九万四千 円とし、甲が乙に支払うべき買取り金積
割代金は、金 六万四千 円とする。
- 第4条 前条より前記した額名義譲代金とし、第7条の申付金として金 参千 円 円とし、乙
は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債登録は、その差渡しを待てる前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担と
する。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買取り金積割代金を行うことを乙は承認
する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費
用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全なその権利義務を承
継させ、甲に差支をかけるない。

本契約を履行するため、本書は適宜作成し各署名捺印の上名義譲を保留する。

昭和 43 年 6 月 28 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 竹本富子
 嘉穂郡柏葉町大字西津生大字106号

不動産の表示

所在地 嘉穂郡柏葉町大字西津生大字西津生大字106号

所有 面積 卅百四号
 1. 水 道 平屋建 瓦葺 色
 床面積 卅拾 坪
 専有割合
 取組番号 卅百四号
 水 道 平屋建 瓦葺
 床面積 拾 六 坪



不動産売買契約書

共同石炭産業株式会社(以下甲という)と **竹本富子** (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙の所有する平屋建組合不動産(以下物件という)を乙に売却してこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、障子等の敷居物一切有償のままとする。但し、電気、水道の経費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **九十万円** であるとし、甲が乙に支払うべき買受金預金振込額は、金 **六十万円** であるとする。
- 第4条 前条より前引いた額を売却代金とし、第2条の手續を条件として金 **三十万円** であるを定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の買受金預金と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日までは、甲の負担とし、その後の金は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買受金預金振込を行うことを乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続料に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に連累を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上各名簿を提出する。

昭和 **43** 年 **6** 月 **28** 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産業株式会社
代表取締役 入交 大兵衛
買主(乙) **嘉穂郡相模町大字赤木台1054**
竹本富子

○印

不動産の表示

所在地 **嘉穂郡相模町大字赤木台2260/番地**

宗屋番号 **第百四号** (印)

1. 木造 **平屋建 瓦葺 巻** 床

2. 水廻り **洋**

3. 敷地面積 **六拾貳** 坪

4. 所有形式 **専有**

5. 宗屋番号 **第百四号**

6. 木造 **平屋建 瓦葺**

7. 床面積 **拾六** 坪

○印

姓名の変更 49



不動産売買契約書

福岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 田 辻 英 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する求尾鉱業の不動産（以下物件という）を乙に先賣し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、畳、建具等の定着物一切有委のままでする。但し、電気、水道の経費に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金 七 万 六 千 円 とし、甲が乙に支払うべき買受手形換金新債金は、金 五 万 六 千 円 とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を現款代金とし、残りの手形を条件として金 10 万 円 取ると定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前述の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公租公課は、その前賣しを受ける當日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買受手形換金換付を行うことと乙は承認する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、持出権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手形に關する登録料及び登記手形返込に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全なその権利義務を承継させ、甲に差支を及ぼさない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上各名簿を捺印する。

昭和 年 月 日

売 主 (甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
福岡石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買 主 (乙) 島根縣柏葉町大字才田字東各次田大石の店
田 辻 英

不動産の表示

所 在 島根縣柏葉町大字才田字東各次田大石の店

地 番 番 号 才田格 10 号

1. 不 動 産 平 屋 建 築 年 数 年

床 面 積 26 坪 7 分 7 厘 4 毫

専 有 面 積 持 分 2 分 7 厘

地 番 番 号 才田格 10 号

木 造 平 屋 建 築 年 数

床 面 積 格 10 号

以 上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 旧辻真 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲は乙が所有する東尾留敷の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第2条 物件については、敷、器具等の関係物一切有償のままとする。但し、電氣、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき物件代金は、金 七万六千 円とし、甲が乙に支払うべき買受金控除額は、金 六万六千 円とする。
- 第4条 前条より差引いた額を差引代金とし、種別家の手続を条件として金 四 万 円とし、乙は本契約調印と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額を納めと同時に物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債金控除は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に対して買受金控除債権を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差当権、その他の権利の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続費に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に連帯をかけるない。

本契約を履行するため 本書裏面を作成し各署名捺印の上右名簿を提出する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙) 嘉穂郡鶴岡町大字旧字本谷式西又拾大左田番地
旧 辻 真

不動産の表示

所在地 嘉穂郡鶴岡町大字旧字本谷式西又拾大左田番地

敷地番号 十七拾六号 号

1. 不 動 産 建 築 物 瓦 葺 瓦 葺

床面積 六拾四坪

専有面積

敷地番号 十七拾六号

不 動 産 建 築 物 瓦 葺

床面積 拾 号



不動産売買契約書

文 島村の公法書更
持分証
1999
昭
昭

不
動
産

共同石炭産産株式会社（以下甲という）と 奥 清 文 （以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、壁、扉、器具等の定着物一切所有のままとする。但し、電気、水道の経費に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 貳拾八千 円とし、甲が乙に支払うべき保証金即ち前条代金は、金 四拾八千 円とする。
- 第 4 条 前条より算出した借入金の利息は、種々の手続を条件として金 五 円 取ると定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の保証金額と同様に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公法書更は、乙の負担しを付ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同様に甲において抵当手続即ち登記を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却標準、償還、若しくは、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する争い裁判を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全乙の権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけない。

本契約を履行するため、本書並過去作成し各署名捺印の上各名簿を保持する。

昭和 十 年 八 月 二 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
共済石炭産産株式会社
代表取締役 入 交 大 兵 衛

買主(乙)
長 規 郡 杵 築 町 大 学 入 田 幸 向 上 白 田 松 五 郎 高 地
奥 清 文

不動産の表示

所 在 長 規 郡 杵 築 町 大 学 入 田 幸 向 上 白 田 松 五 郎 高 地

宗 地 番 号 方 白 上 松 五 郎

1. 本 地 方 白 上 建 有 草 皮 地

区 画 番 號 次 松 田 坪

専 有 部 分

宗 地 番 号 方 白 上 松 五 郎

本 地 方 白 上 建 有 草 皮 地

区 画 番 號 次 松 田 坪

以 上



不動産売買契約書

井岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 奥 清 光（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

万
分
年

- 第 1 条 甲はその所有する末尾記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、基、器具等の定着物一切有状のままとする。但し、電気、水道の基管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九百八千 円とし、甲が乙に支払うべき買取り金積戻金積金は、金 四百八千 円とす。
- 第 4 条 前条より差引いた額を売却代金とし、第 3 条の半額を条件として金 四百 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同額に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公課公費は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同様に甲において買取り金積戻金積金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権限、質権、差当権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続法に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に催告をかける。

本契約の履行のため、本書裏面に作成し各署名捺印の上白色紙を添付する。

昭和 十 年 六 月 二 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
井岡石炭鉱業株式会社
代表取締役 入 女 太 兵 衛

買主(乙)

長崎新報社大分支店〒901-1 百田橋五の倉庫地

奥 清 光

長崎新報社大分支店〒901-1 百田橋五の倉庫地

不動産の表示

所 在 長崎新報社大分支店〒901-1 百田橋五の倉庫地

宗地番号 才百五拾号 地 積

1. 木 造 平屋建 瓦葺 延 坪

床 面 積 約 拾 四 坪

専 有 部 分

宗地番号 才百五拾号

木 造 平屋建 瓦葺

床 面 積 拾 四 坪

日商一社に名義変更 不要 X



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 山本富夫(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本尾留集の不動産(以下物件という)を乙に売却して乙これを買受ける。
- 第2条 本物件については、敷、建具等の監督物一切をそのままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 拾万八千 円とし、甲が乙に支払うべき貸付金借換金償還金は、金 四百八十 円とす。
- 第4条 前条より算出した借入金利息代金とし、第2条の事務及条件として金 五万 円と定め、乙は本契約の締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金納受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公租公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権登記簿と別に甲において借付金を総額借換金を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する登録税等の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利瑕疵を物三者に及ぼす場合は、乙はその義務人として完全にてその権利瑕疵を承継させ、甲に返還す可くない。

本契約を履行するため、本書並に印成し各署名捺印の上各名義を併存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山本富夫
 或白田格五の寄附地
 山本富夫 (Red Seal)

不動産の表示

所在 山本富夫所有白田格五の寄附地

長瀬 (Red Seal)

取 締 番 号 大正五拾貳号
 1. 本 道 年 任 建 瓦 葺 倉 庫
 床 面 積 拾 拾 四 坪
 専 有 部 分
 取 締 番 号 大正五拾貳号
 本 道 年 任 建 瓦 葺
 床 面 積 拾 拾 四 坪

以上



不動産売買契約書

不
動
産

共同石炭産産株式会社（以下甲という）と 山本富雄（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する本条記載の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、塙、器具等の定着物一切有衆のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 九万八千 円とし、甲が乙に支払うべき抵当型定期借入金返済は、金 四万八千 円とする。
- 第 4 条 前条未払い済みの代金を前条代金とし、第 7 条の条件を条件として金 五万 円と定め、乙は本契約の調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の定期借入金と前条に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債記録は、乙が引渡しを受ける前までは、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において抵当型定期借入金を行うこと乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税等の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判権兩名第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上各名義を保有する。

昭和 年 月 日

買主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭産産株式会社
代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 鹿嶋郡福築町大字相字向トビ武白田拾五の壹番地
山本富雄

不動産の表示

所 在 鹿嶋郡福築町大字相字向トビ武白田拾五の壹番地

受
取
済
印

取 締 番 号 才百五拾貳号

1. 不 動 産 才百五拾五号

2. 不 動 産 才百五拾四号

3. 不 動 産 才百五拾貳号

4. 不 動 産 才百五拾五号

5. 不 動 産 才百五拾五号

6. 不 動 産 拾 貳 号

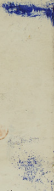


書 錄 吳 興 縣 志 卷 之 一

手
續

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are visible but difficult to decipher.)

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are visible but difficult to decipher.)





不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と 養父鶴夫 (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾鉱山の不動産(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、金、建具等の定置物一切移転のままとする。但し、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 金 四 万 九 千 五 百 円 ありとし、甲が乙に支払うべき買取り戻金戻金は、金 金 六 万 七 千 五 百 円 ありとし、
- 第 4 条 前条より引いた額を売却代金とし、残りの金額を条件として金 金 九 万 円 ありと定め、乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と買取り金に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する各種公課は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と買取りに甲において買取り戻金戻金を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、質権、抵当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に必要な後継証書の発給手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承継させ、甲に違害を及ぼさない。

本契約の全履行のため、本書裏面に作成し各署名捺印の上の色紙を添付する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 大 兵 衛
買主(乙) 山田市大字下小田字八幡四拾四番地
~~山田市下小田字八幡~~

新井 樹

養父 鶴夫

不動産の表示

所在地 山田市大字下小田字八幡四拾四番地

新井 樹

床面積 466.6
 スレート葺 瓦葺
 1. 木造 平屋建 1 草 店
 床面積 66.6
 床面積 76.6
 専有部 分
 床面積 66.6
 木造 平屋建 スレート葺
 床面積 66.6

山崎 義光の名義



不動産売買契約書

共同石炭産産株式会社（以下甲という）と **三野好三**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾根製紙の敷地（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、塙、埋具等の置留物一切有るのままとする。庭土、電気、水道の移管に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 **参入千七百** 円とし、甲が乙に支払うべき買受予定金積貯金は、金 **参入千七百** 円とする。
- 第 4 条 前条より差引いた額を差引代金とし、第 2 条の条項も条件として金 **七十** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額等額と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する保証金額は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と買戻に甲において買戻金積貯金積貯を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、火災賠償、買主、第三者、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に關する各該登記の登記手数料に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として先きにその権利義務を承継させ、甲に迷惑をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面を作成し各署名捺印の上官公署を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州府若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭産産株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 山崎市大字山下町八百四拾日 **三野好三**
 三野好三

不動産の表示

所在地 **山崎市大字山下町八百四拾日 ~~番~~ 地**

地番番号 **第 646 号 番 地**

1. 木造 **平屋建 二層 壹 棟**

床面積 **六拾 六 坪**

専有部 分
地番番号 **大字山下町八百四拾日**

木造 **平屋建 スレート葺**

床面積 **六 坪**



不動産売買契約書

共同石炭販売株式会社(以下甲という)と 浪野好三(以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

浪野好三
浪野好三
浪野好三

- 第1条 甲はその所有する実業記載の不動産(以下物件という)を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、登記、建具等の定着物一切有るのままである。併し、取引、水道の経費に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき代金は、金 〇千八百五十円 なるとし、甲が乙に支払うべき買戻金積立金償金は、金 〇千五百円 なるとする。
- 第4条 前条より前記の積立金積立金は、第7条の半額を条件として金 〇千七百 円と定め、乙は本契約締結と同時にこの金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金積立金と積立金は物件を乙に返還するものとする。
- 第6条 本物件に対する公課公費は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて買戻金積立金を行うことと乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取権、質権、差押権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に関する登録費及び登記申請書に関する費用、その他本契約に関する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に関する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全にその権利義務を承認させ、甲には責任をなさない。

本契約を確保するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上公署に提出する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
共同石炭販売株式会社
代表取締役 入交 大兵衛

買主(乙) 山田市下山田字新田八丁目拾四番地
浪野好三

不動産の表示

所在地 山田市下山田字新田八丁目拾四番地

浪野好三
浪野好三

建築番号 第646番 平家建 居宅
 1. 木造 平屋建 1層 延 〇坪
 床面積 〇坪 延 〇坪
 専有部 〇坪
 建築番号 大分県内拾六ノ五号
 木造 平屋建 2.1層
 床面積 〇坪

行紙納
印



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と佐伯市（以下乙という）とは不動産売買について下記の買取り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する東尾尾島の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、履、建具等の定着物一切有状のままとする。保し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 この甲に支払うべき本物件代金は、金四万四千円 円金とし、甲が乙に支払うべき前金受取書納付金は、金一万九千五百円 円金とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を売却代金とし、第 7 条の手納金条件として金二万四千円 円金と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額受領と同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対するの利息は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その引渡し後乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲において前金受取書登録を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、地租納付、賃借、占有権、その他何等の負擔のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料及び登記手続費に關する費用、その他本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する権利義務承継者に關する場合は、乙はその繼承人として完全にその権利義務を承継させ、甲に述及をかけない。

本契約を履行するため、本書裏面に列記し佐伯市印の上各事項を定有する。

昭和 47 年 6 月 17 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 福岡県山田市大字下山田町2番地1/24千番地1/

佐伯市

不動産の表示

所在地 山田市大字下山田町2番地1/24千番地1/

宗屋番号 ~~第1000号~~ 第1000号

1. 木造 ~~瓦葺~~ 瓦葺 石造 土蔵

床面積 ~~44.44~~ 坪 9.4

所有権者 第1000号

宗屋番号 第1000号

木造 平屋建

床面積 9.4 坪

以上

19



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と 小峠 末雄（以下乙という）とは不動産売買について下記
の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲はその所有する末尾鉱業の不動産（以下物件という）を乙に売却し乙はこれを買取る。
- 第 2 条 前条物件については、屋、建具等の定価物一切を有するまゝとする。保し、電気、水道の設備に伴う工費代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金 四万五千五百 円とし、甲が乙に支払うべき鉱産子金買替金金は、金 一万五千五百 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた額を差押代金とし、第 7 条の半納金条件として金 一万 円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を納め同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する公債公納は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後のものは乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、その所有権移転登記と同時に甲に於いて鉱産子金買替登記を行うことを乙は承諾する。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、忠取持保、質権、差当権、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び引当手続費に關する費用、その場本契約に關する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に關する裁判管轄を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲受人をして先立にその裁判管轄を承諾させ、甲に通知をかけることとする。

本契約を確保するため、本書裏面に印成し各署名捺印の上各添付を保存する。

昭和 43 年 7 月 14 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市下山町多田1丁目4番地01

小 峠 末 雄

不動産の表示

所 在 山田市大字下山町多田1丁目4番地01

図 番 号 第106番地

1. 木 造 木造 2階建 住宅 延 床

床 面 積 46.20 坪

所有権者 共同石炭鉱業株式会社

家屋番号 第106番地

木 造 平屋建 住宅

床 面 積 4 坪

以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社(以下甲という)と **小浜未雄** (以下乙という)とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第 1 条 甲は乙の所有する水尾鉱業の子会社(以下物件という)を乙に売却し乙はこれを買受ける。
- 第 2 条 前条物件については、履、建具等の定着物一切有るのままとする。但し、電気、水道の設備に伴う工事代金は乙の負担とする。
- 第 3 条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、**金 105 千 5 百** 円とし、甲が乙に支払うべき前書き定着物設備金は、**金 10 千 5 百** 円とする。
- 第 4 条 前条より差し引いた現金預金代金とし、第 7 条の半納金条件として **金 5 万** 円と定めるは本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第 5 条 甲は前条の金額を納め同時に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第 6 条 本物件に対する取戻金等は、その引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、乙の負担は乙の負担とする。
- 第 7 条 本物件については、乙の所有権移転登記と同時に甲において前書き定着物設備を建てることを義務とする。
- 第 8 条 甲は本物件に対し、売却権、買戻、取上げ、その他何等の権利のないことを保証する。
- 第 9 条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録税及び登記手続金に関する費用、その他本契約に関する費用はすべて乙の負担とする。
- 第 10 条 本契約に関する争訟裁判権を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして売主にその権利義務を承継させ、甲に責任をかけるない。

本契約を確保するため、本書裏面に所記し各署名捺印の上各名義を捺する。

昭和 43 年 7 月 14 日

売主(甲) 北九州市若菜区本町1丁目9番10号

共同石炭鉱業株式会社

代表取締役 入 交 太 兵 衛

買主(乙) 山田市下山田町550番地 1

小 浜 未 雄

不動産の表示

所 在 山田市下山田町550番地 1 80 坪 4 号 普通地

宗 屋 番 号 第 10 号

1. 木 造 木造 2 階 延 床 10 坪 巻 席

床 面 積 10 坪

専 有 部 分

家 屋 番 号 第 10 号

木 造 2 階 延 床 10 坪

此 項 積 10 坪

月地跡



不動産売買契約書

福岡石炭鉱業株式会社（以下甲という）と高深忠義（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はその所有する本屋敷地の不動産（以下物件という）を乙に売却して乙はこれを買受ける。
- 第2条 本物件については、畳、障子等の装飾物一切有無のままとする。併し、電気、水道の修繕に申す工事は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき本物件代金は、金七拾大百 圓とし、甲が乙に支払うべき貸付金借入金償還金は、金四拾大百 圓とす。
- 第4条 前条より差引いた額を差引代金とし、借付金の半額を条件として金三拾大百 圓とす。乙は本契約調印と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の金額等額と同額の本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公課は、その引渡りを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と買付に甲において必要手続調査を行うことと乙は承諾する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記手続に要する登録料等の登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務を第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人をして完全にその権利義務を承継させ、甲に差支をかけるない。

本契約を履行するため、本書裏面に作成し各署名捺印の上右巻込を保持する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 福岡石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入交 太兵衛

買主(乙) 高深忠義

不動産の表示

所在 高深柳橋築新大学材用中心地四拾五八番地

学 題 番 号

1. 水 道 字 匠 建 九 井 屯 田

床 面 積 一 拾 四 坪

専 有 部 分

学 題 番 号 才 七 拾 九 号

木 造 平 匠 建 九 井

床 面 積 拾 四 坪



以上



不動産売買契約書

共同石炭鉱業株式会社（以下甲という）と**高栄忠義**（以下乙という）とは不動産売買について下記の通り契約を締結した。

- 第1条 甲はどの所有する実地記載の不動産（以下物件という）を乙に売渡し乙はこれを買受ける。
- 第2条 前条物件については、畳、建具等の定価物一切所有のままとする。但し、電気、水道の経費に付する工事代金は乙の負担とする。
- 第3条 乙が甲に支払うべき手続代金は、**七拾千四百** 円とし、甲が乙に支払うべき譲渡手続費掛金は、**金拾千四百** 円とす。
- 第4条 前条より前引いた現金売却代金とし、積ア累の手続を条件として**金拾千四百** 円と定め、乙は本契約締結と同時にその金額を甲に支払うものとする。
- 第5条 甲は前条の家物等類と目録に本物件を乙に引渡すものとする。
- 第6条 本物件に対する公債公費は、乙の引渡しを受ける前日迄は、甲の負担とし、その後は乙の負担とする。
- 第7条 本物件については、その所有権移転登記と目録に甲において譲渡手続を完了すること乙は承認する。
- 第8条 甲は本物件に対し、先取特権、質権、差当権、その他何等の負担のないことを保証する。
- 第9条 本物件の所有権移転登記に付する登録及びの登記手続に關する費用、その他本契約に關する費用は、すべて乙の負担とする。
- 第10条 本契約に關する権利義務第三者に譲渡する場合は、乙はその譲渡人として完全乙の権利義務を承継させ、甲には及ぶべきでない。

本契約の履行のため、本書裏通を作成し各署名捺印の上右署名を保存する。

昭和 年 月 日

売主(甲) 北九州市若松区本町1丁目9番10号
 共同石炭鉱業株式会社
 代表取締役 入 久 太 兵 衛

買主(乙) **高徳郡相模野大字新宮町心七拾四拾五番地**
高栄忠義

不動産の表示

所在地 **高徳郡相模野大字新宮町心七拾四拾五番地**

宗屋番号 **心七拾四拾五**

1. 水 道 **平尾建 花井 忠**

2. 排水 溝 **心七拾四拾五**

専有部会

宗屋番号 **心七拾四拾五**

水 道 **平尾建 花井 忠**

排水 溝 **心七拾四拾五**

高栄明

